

(様式 1－3)

## 福島県（いわき市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	除去土壤等の仮置場及び周辺環境の放射線量常時監視事業	事業番号	(3)-23-2
交付団体		いわき市	事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）	
総交付対象事業費		(198,450(千円)) 211,914(千円)	全体事業費	(198,450(千円)) 211,914(千円)	

### 帰還環境整備に関する目標

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染を進めるにあたって、市としては仮置場の設置のため周辺住民とのリスクコミュニケーションを行い、モニタリングポスト等の放射線量の常時測定装置（以下、「常時測定装置」という。）の設置を強く要望されたことから、常時測定装置を整備・運用し、除染の早期完了による地域の再生の加速化・帰還環境の整備を図ってきた。

除染作業は平成29年11月末に完了したもの、依然として除染作業に伴い発生した除去土壤等は、中間貯蔵施設への搬出まで市内各地の仮置場に保管されている。一方で「除染対策事業交付金」においては、仮置場での常時測定装置の運用を交付対象外とされていることから、「福島再生加速化交付金」を活用し仮置場に常時測定装置を継続して運用することで、除染の完了から除去土壤等の中間貯蔵施設への搬出に至る地域の環境回復・帰還環境整備を着実に実施することを目標とする。

### 事業概要

いわき市で整備する仮置場のうち、次に掲げる箇所に放射線量の常時測定装置を設置し、放射線量の常時測定を行い、測定結果を専用のアプリケーションシステムで監視するとともに、常時公開する。

- ・設置箇所 いわき市内の仮置場（別紙装置設置箇所一覧参照）
- ・設置機器 常時測定装置（原子力規制庁で学校等に設置しているものと同等品）
- ・設置台数 14台（14台すべて管理用のアプリケーションシステムを導入）

※ 令和2年4月1日時点で14台となる予定。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください  
⇒常時監視事業は、市総合計画・実施計画に位置付けられている。

### 当面の事業概要

<平成26年度 11月より実施済>

- ・常時測定装置の賃貸借事業の開始
- ・測定開始（常時測定システムの導入）

<平成28年1月>

- ・測定の継続

<平成28年2月>

- ・2台の追加

<平成31年4月～>

- ・仮置場の返地に係る設置台数の整理

本事業は、中間貯蔵施設への搬入処理完了により仮置場が廃止された時点で、事業を終了する。

### 地域の帰還環境整備との関係

仮置場の常時監視事業は、仮置場設置にあたって地区から要望を受けて実施してきたものであり、中間貯蔵施設への搬出が完了するまでは、常時監視を継続し地域の帰還環境整備を図る必要がある。

### 関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

## 福島県（いわき市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	空間線量等モニタリング事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体		いわき市	事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）	
総交付対象事業費		(104,294(千円)) 128,697(千円)	全体事業費	(104,294(千円)) 128,697(千円)	

### 帰還環境整備に関する目標

放射線量や放射能のモニタリングを行うための体制を構築し、行政のみならずNPO法人や市民団体・ボランティア団体等の各種団体や高等教育機関、有識者、事業者などと連携して各種モニタリングをきめ細やかに行い、市民の身近な生活環境における放射線量・放射能の正確な情報を把握・共有し、市民、自主的避難者、事業者の不安感の解消や風評の払拭を図り、復興の加速を促すことを目標とする。

### 事業概要

市民の不安解消に向け、市内2,000カ所以上の地点における放射線量の測定結果を公表する「いわき市放射線量マップ（いわきiマップ内）」のデータ更新、市民からモニタリングの要請があった場合の個別対応、市民自身が測定できる放射線量計の貸し出し、さらには土壤等の放射能測定を実施するための資機材の整備及び測定人員・体制を構築する。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください  
⇒空間線量等モニタリング事業は、市総合計画・実施計画に位置付けられている。

### 当面の事業概要

これまでの本市における放射線・放射能対策に係る事業を継続して実施するもの。

＜平成23年度＞～

- ・測定体制の構築、測定の実施等（福島再生加速化交付金以外の制度等活用）

＜平成27年＞

- ・継続実施

＜平成28年4月＞～

- ・市内全域のモニタリング業務を追加の上、事業を継続（福島再生加速化交付金活用）

本事業で実施する放射線量・放射能のモニタリングについては、事故の収束状況、除染・除去土壤等の搬出の進捗状況、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定状況等を考慮して終期を決定する。

### 地域の帰還環境整備との関係

原子力災害からの復興において、放射線量や放射能のモニタリングを継続し、正確な情報を発信することが必要であるとともに、市民の安全・安心感の確保はもとより市内外への情報発信等の必要な施策を開発することで、地域の復興を促進させるものである。

### 関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

福島県（いわき市（町村））帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	自家消費用作物等モニタリング事業	事業番号	(3)-23-6
交付団体	いわき市		事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）	
総交付対象事業費	(298,550（千円）) 365,446（千円）		全体事業費	(298,550（千円）) 365,446（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
自家消費用作物等の放射能検査を実施し、市民の食の安全・安心を確保するとともに、放射線への不安を軽減することを目標とする。					
事業概要					
いわき市で自家消費用作物等の放射能検査を行っている13カ所（別紙）にて、破壊式検査機器と非破壊式検査機器による検査を実施するとともに、検査結果を市ホームページにおいて公表する。 ・検査場所：いわき市内13カ所（支所、公民館等） ※詳細は別紙検査機器設置箇所一覧参照 ・検査機器：非破壊式検査機器（テクノエックス社製 レギューム・スーパー50）12台 ：破壊式検査機器（HIDEX社製 トライアスラーベクレルダイナー）1台  ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成31年度> ・検査の実施、検査結果の公表（検査所）14カ所（検査員）20名 ・定期点検等 ・検査機器（非破壊式）テクノエックス社製：13台 （破壊式）HIDEX社製：1台					
<令和2年度> ・検査の実施、検査結果の公表（検査所）13カ所（検査員）18名 ・定期点検等 ・検査機器（非破壊式）テクノエックス社製：12台 （破壊式）HIDEX社製：1台					
地域の帰還環境整備との関係					
得られた食品の安全に関する正確な情報は、地域内で生活するにあたり、放射線への不安を軽減するとともに、地産地消の機会の拡大のための基礎的なデータとして極めて有用と考えられることから、地域の再生加速化に資するものと考えられる。					
関連する事業の概要					
特になし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1－3)

福島県（いわき市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	放射線内部被ばく検査事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体		いわき市	事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）	
総交付対象事業費		(62,254(千円)) 66,248(千円)	全体事業費	(62,254(千円)) 66,248(千円)	

帰還環境整備に関する目標

原発事故により放出された放射性物質の半減期が約30年と長い歳月を要し、一部食品の出荷規制が継続中であること、また、原発事故の収束が不透明な状況にあることを踏まえ、市民の放射線に対する健康影響を長期に見守る体制を継続して実施することで、本市復興の加速化を図ることを目標とする。

事業概要

市民の放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただきため、市が独自に購入したホールボディカウンター2台を活用し、検査を実施する。

⇒いわき市復興事業計画（第4次） 取組の柱1（No.32）に位置付けられている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<令和2年度>

検査対象：平成23年3月12日時点で本市に住民登録のあった方、または、現在、本市に住民登録のある方で、検査日時点において概ね2歳以上の方。

検査場所：いわき市総合保健福祉センター

事業費：3,994千円（検査実施に必要な嘱託職員人件費及び機器点検更新費用等）

地域の帰還環境整備との関係

本事業により、自己の内部被ばくの実態が把握でき、またその結果を広く市民に公表することで、放射線への健康影響を不安に思う方々の健康不安の解消や放射線への理解促進が図られることから、原子力災害に被災した本市における地域の再生加速化に資するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1-3)

## 福島県（いわき市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	水道水の水質検査事業	事業番号	(3)-23-8
交付団体	いわき市	事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）		
総交付対象事業費	(80,097(千円)) 94,128(千円)	全体事業費		(80,097(千円)) 94,128(千円)	

### 帰還環境整備に関する目標

水道法に基づく水質検査を実施し、安心安全な水道水を確保する水質検査体制を図る。

市内11浄水場の水道水の放射線モニタリングを実施し、結果について速やかにホームページに掲載するとともに報道機関にも情報を提供し、広く市民に周知することにより市民の不安解消を図る。

### 事業概要

#### ① 定期水質検査

水道法に基づく水質検査計画を策定し、当該計画及び検査結果を公表することにより水道水の安全性を広報していく。また、検査結果の妥当性評価を行い、結果の信頼性の確保に努める。

#### ② 放射性物質検査

市内11浄水場の水道水を週3回（うち、法田第一ポンプ場・旅人浄水場・上遠野浄水場の3浄水場については週1回）水質管理センターでゲルマニウム半導体検出器（2台）を用い検査を行い、福島県へ検査結果を報告するとともに市広報及びホームページにおいて検査結果を公表し、市民の水道水に対する不安解消に努める。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

### 当面の事業概要

#### <令和2年度>

- 放射性物質検査・・・市内11浄水場の検査を実施する。
- 定期水質検査・・・市内4基幹浄水場（原水、配水、給水、混合給水4～5ヶ所）、他の7浄水場（原水、給水2ヶ所）、福島県水道水質管理計画（ダム2ヶ所）、地域管理給水施設（給水1ヶ所、原水1ヶ所）の検査を実施する。
- 妥当性評価の実施・・・代表水系の原水及び給水を用いて、検査方法及び測定結果が適正なものであるかの確認・評価を行う。

#### <令和3年度以降>

県の動向を踏まえ、令和3年度以降も継続実施を検討していく。

### 地域の帰還環境整備との関係

上記の取り組みにより、継続して水道水の安全性を確保することで、最新の情報を提供し、市民のご理解をいただくこと等により、避難している市民が早期に帰還できる環境を整備する。

### 関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

## (様式 1－3)

## 福島県（いわき市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	10	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 農業水利施設等保全再生事業（いわき地区）	事業番号	(5)-40-1
交付団体		いわき市	事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）	
総交付対象事業費		(272,436(千円)) 2,011,436(千円)	全体事業費	(272,436(千円)) 2,011,436(千円)	

## 帰還環境整備に関する目標

本市は福島県の浜通り南端に存し、浜通り中部に立地する東京電力福島第一原子力発電所から約25kmの距離に位置する。農林水産業のほか、製造業や商業、観光産業など、あらゆる分野において風評被害が発生するなど、産業面においても極めて深刻な影響が生じている。

福島第1原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの利水管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、利水管理が困難な状態が続いている外、放射性汚染物質の流出による農地・下流域への汚染拡散が懸念される。

農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。

また、今回申請するため池は農林水産省が取りまとめた「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」【第2版】P27における、特措法による除染対象となる3要件に該当しない。

よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。

## 事業概要

上記目標を達成するため、福島県が行なったモニタリング調査において、汚染濃度が高いため池について、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行い、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について放射性物質対策（底質の固化、被覆、除去等）を実施していく。

## 当面の事業概要

平成25年度から平成28年度までに福島県が市内農業用ため池において実施した放射性物質モニタリングにより、高濃度汚染(8,000Bq／kg-Dry超)を確認したため池で池底の土砂上げ等による排砂作業に支障が生じる21箇所を対象に平成28年度から平成29年度にかけて詳細調査を行ったが、10箇所のため池等で高濃度汚染が確認された。

高濃度が確認されたため池等については、地元説明を行い、地元から事業実施の合意が得られた10箇所のため池等について、平成30年度から令和元年度にかけて実施設計を実施し、令和元年度は3箇所、令和2年度は残る7箇所のため池等において、対策工事を実施する。

【令和元年度】 対策工事（3箇所）、対策事業の検討・設計（7箇所）

【令和2年度】 対策工事（7箇所）

## 地域の帰還環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要であり、このためには放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利用や維持管理上の支障を低減させることができ不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。

## 関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	